

告示

埼玉県告示第六百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和五年五月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルSKIIPステーション 代表取締役社長 粟生田 邦夫	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで